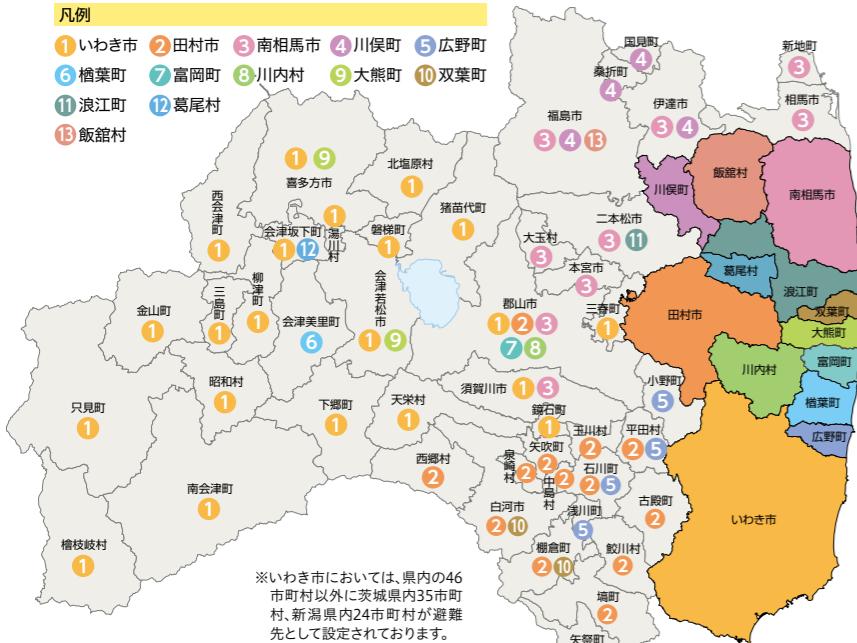


## 7 広域避難について

福島第一原子力発電所での原子力災害を踏まえ、お住まいの市町村外に避難する場合、避難者が居住していた地域コミュニティの維持に十分配慮し、可能な限り、地域の分散を避けるとともに、福島第一原発及び福島第二原発から放射状に速やかに避難できるよう13市町村の避難先をあらかじめ定めた原子力災害広域避難計画を策定しています。

### 凡例

- ①いわき市
- ②田村市
- ③南相馬市
- ④川俣町
- ⑤広野町
- ⑥楢葉町
- ⑦富岡町
- ⑧川内村
- ⑨大熊町
- ⑩双葉町
- ⑪浪江町
- ⑫葛尾村
- ⑬飯舘村



※いわき市においては、県内の46市町村以外に茨城県内35市町村、新潟県内24市町村が避難先として設定されています。

## 8 放射性ヨウ素からの防護措置

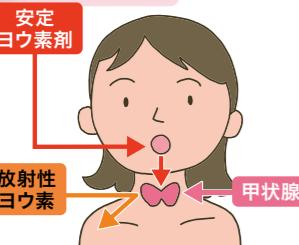
### ●安定ヨウ素剤の服用

安定ヨウ素剤の服用により、甲状腺の被ばくを防ぐことができますが、避難や一時移転の指示にあわせて出される服用指示に従い、適切なタイミングで服用することが大切です。

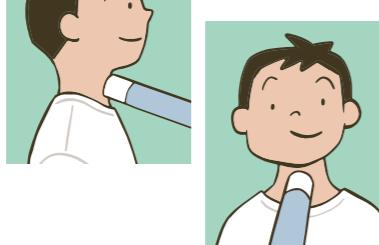
### ●甲状腺被ばく線量モニタリング

甲状腺の内部被ばく線量を推定するために行うものです。将来の健康影響を予想し、確実な見守りを行うことを目的としています。

#### ヨウ素剤服用イメージ



#### 甲状腺被ばく線量モニタリングイメージ



## 9 日頃から準備しておくものリスト

自然災害への備えと同じですので、日頃から準備しておきましょう。

避難等の準備にあたっては、避難所で生活必需品等の物資がすぐに支給されないことも想定して、確保が難しいものを優先して準備しておくことが必要です。



マスクや帽子、レインコートがあると放射性物質を吸い込んだり、皮ふに付着したりする量を減らすことができます。



避難は原則、自家用車で行います。日頃からこまめに給油しておきましょう。



### 貴重品

- 身分証明書、健康保険証
- マイナンバーカード
- 通帳、印鑑、現金



### 医療品等

- 常用薬、お薬手帳
- 紙おむつ、粉ミルク、ほ乳瓶
- 衛生用品



### 衣類

- タオル、下着類
- 着替え(動きやすいもの)
- レインコート、帽子



### そのほか、緊急時に必要なものを書き留めておきましょう

- 
- 
- 

避難等をする必要がない場合であっても、屋内退避の指示があり、これが数日間継続することがあるため、屋内退避に備えた飲料水や非常食の備蓄も重要です。

このほか、県では災害時応援協定等により自治体間や民間事業者等と連携して必要な物資を調達することとしています。

## 10 情報収集

### ・福島県原子力災害に備える情報サイト

原子力災害に備え、事前に確認しておきたい情報を発信しています。

[福島県原子力災害に備える情報サイト](#) 検索



### ・福島県防災アプリ

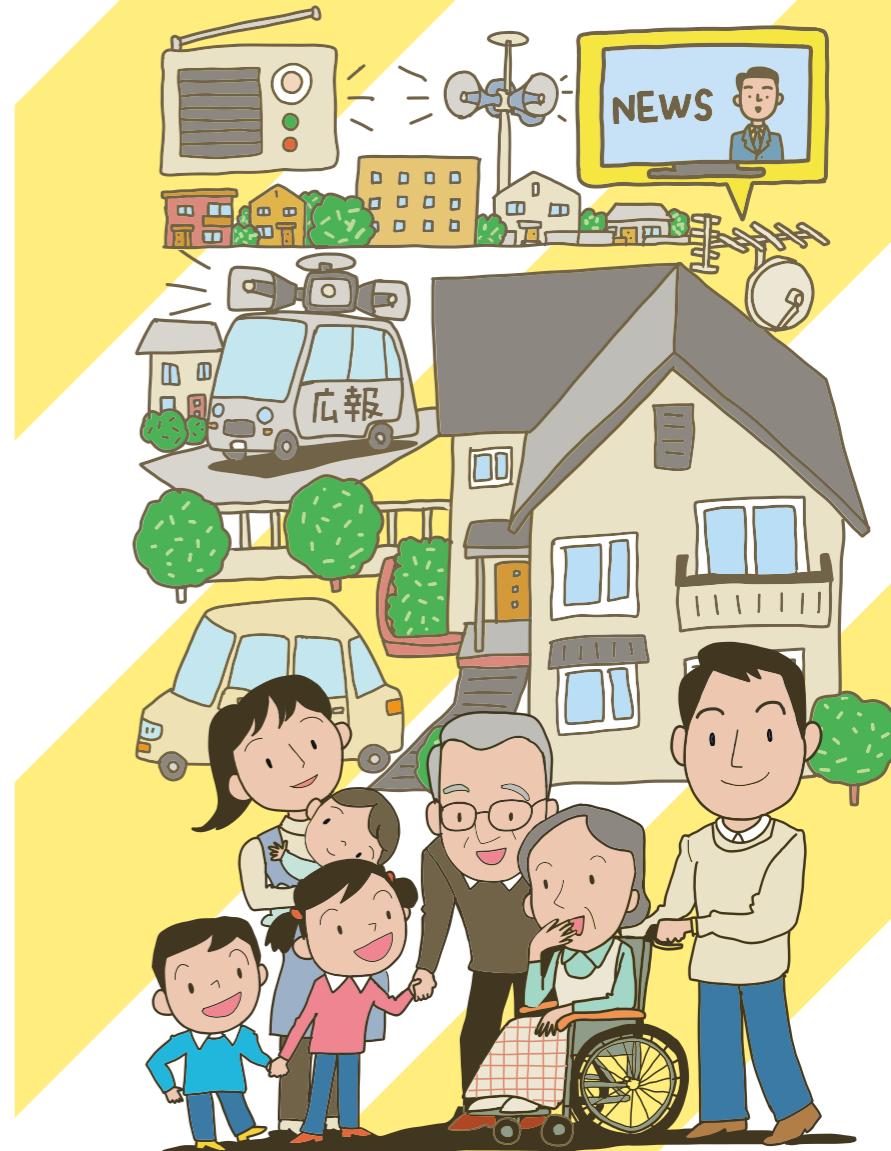
いざという時に速やかに避難するための情報や機能が集約されたアプリです。



### お問い合わせ

福島県危機管理部原子力安全対策課  
電話 024-521-7819

# 原子力防災 ガイドブック



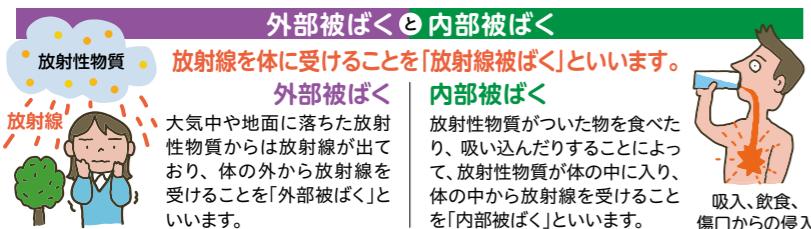
福島県

この冊子は万が一原子力災害が発生した場合に、「住民の皆さんがどのように行動すればよいか」についてまとめたものです。

## 1 原子力災害とは

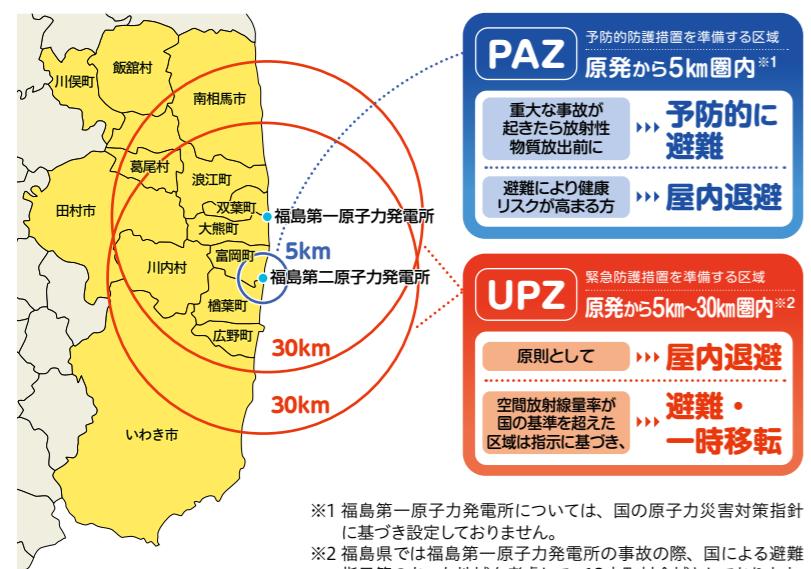
原子力災害とは、原子力発電所の外に放射性物質が異常に高い水準で放出されることです。

原子力災害が起こると原子力発電所から放出された放射性物質が出る放射線により、身体に悪影響を与える恐れがあります。



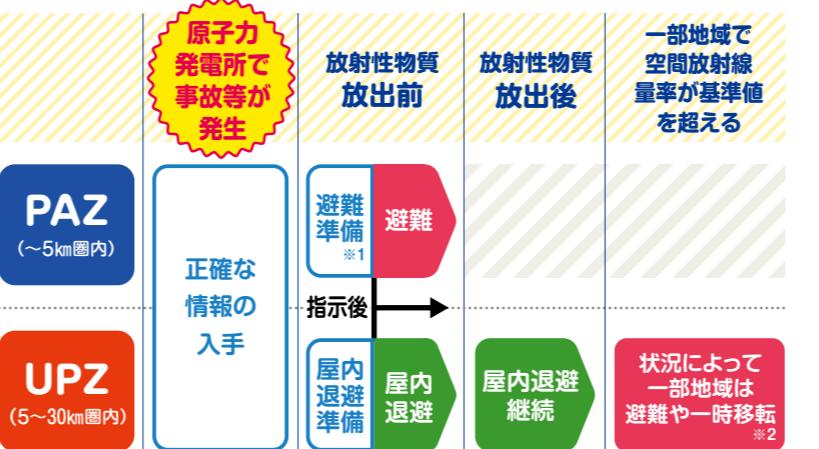
## 2 屋内退避・避難等の準備が必要な地域について (原子力災害対策重点区域)

県では、屋内退避・避難等の準備が必要な地域を次のとおりとし、この範囲で原子力災害時にとるべき対応を予め定めています。



## 3 原子力災害が発生したら

原子力発電所で事故等が発生した場合、発電所の状況や放射性物質の放出状況に応じ、下図のように事態の進展により避難等の指示が出されます。



\*1 避難に時間がかかる方や妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要のある方に対しては一般的な住民の方々よりも早い段階で避難の指示を行います。なお、避難により、健康リスクが高まる要配慮者は、無理な避難を行わず、屋内退避を行います。状況により避難の準備が整った段階で避難を行います。

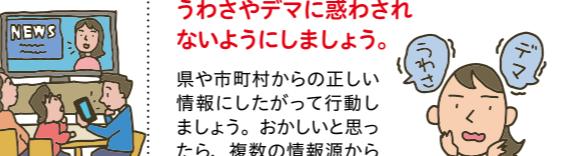
\*2 空間放射線量率が1時間あたり500μSvを超える値を計測した地域は数時間から1日以内に避難を、1時間あたり20μSvを超える値を24時間以上計測した地域は1週間以内に一時移転を行うよう指示を行います。

## 4 原子力災害の情報を聞いたら

原子力災害時はさまざまな情報が飛び交い、混乱が起こりやすいため、行政機関が報じる正確な情報や指示を待って、あせらずに落ち着いて行動することが大切です。

原子力発電所の事故状況や避難等の情報については、国、県、市町村が連携し、テレビ、ラジオ、インターネット、防災行政無線、広報車などあらゆる手段により住民の皆様へお知らせします。

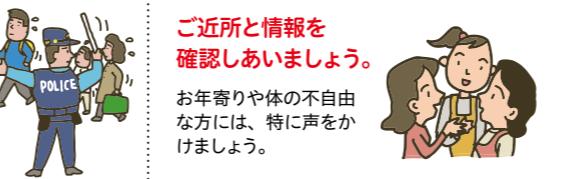
テレビ、ラジオ、インターネットなどにより発信される国、県、市町村からの情報を確認してください。



うわさやデマに惑わされないようにしましょう。

県や市町村からの正しい情報をしたがって行動しましょう。おかしいと思ったら、複数の情報源から確認してください。

落ち着いて行動しましょう。



多くの人が集まる場所や道路では、警察官や市町村職員などの指示に従って落ち着いて行動してください。

ご近所と情報を確認しましょう。

お年寄りや体の不自由な方には、特に声をかけましょう。

## 5 屋内退避の指示が出されたら

自宅や公共施設などの建物に入りましょう。(屋内退避)  
屋内に退避することで、建物が持つ気密性と遮へい効果により被ばく量を少なくすることができます。

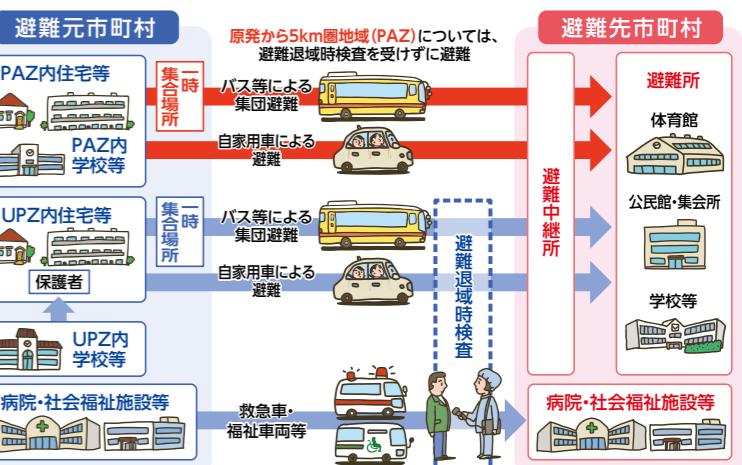
放射性物質が放出された場合、避難しようと屋外に出るよりも、屋内退避によって放射性物質をできるだけ避けた方が、被ばく量を少なくすることができます。



## 6 避難や一時移転の指示が出されたら

避難や一時移転の指示が出されたら、原則として一般の住民は自家用車で、自家用車で避難できない方は、お住まいの市町村が定める一時集合場所に集まり手配されたバス等により避難先の市町村へ避難します。

なお、放射性物質の放出後に避難や一時移転するUPZ内の住民の方は、放射性物質が衣服や身体の表面に付着しているかどうかを調べる検査(避難退域時検査)を避難経路上に設置する「避難退域時検査場」で受けながら避難してください。



※避難等の際に体調がすぐれない場合や発熱している場合には、マスク等の基本的な感染症対策を行い避難してください。また、避難所についた際には避難所の職員に体調が優れない旨申し出てください。